

「大阪・関西万博」徳島県ブース
解体撤去及びレガシー展示設営等業務仕様書

1 委託業務名

「大阪・関西万博」徳島県ブース解体撤去及びレガシー展示設営等業務

2 業務の目的

2025 年大阪・関西万博（以下「万博」という。）会場の「関西パビリオン」内に設置している「徳島県ブース（以下「県ブース」という。）」を万博閉幕後に解体撤去を行うとともに、県民等に万博の取組成果を報告するため、県ブースから移設した展示作品や万博に関連するイベントの記録等を活用した新たな形態で展示を行い、未来へつなぐ万博レガシーの創出を図る。

3 委託業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

＜業務スケジュール（予定）＞

現時点での想定であり、関西パビリオンにおける作業スケジュールによって変更する可能性がある。

令和 7 年 9 月中旬	契約締結・業務開始
令和 7 年 10 月中下旬	閉幕後、展示作品・什器等の移動及び保管
令和 7 年 11 月	徳島県庁舎でのレガシー展示の開設
令和 7 年 11 月中旬	徳島県ブース（展示内装）の解体撤去

4 委託料上限額

金 25,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※徳島県ブースの解体撤去費用額については、上記金額のうち、上限 800 万円（税込み）とする。なお、余剰金が生じた場合は、県に報告し、委託金額の調整を図ること。

※業務実施に必要な調査費・通信費・交通費等の諸経費を含む。

5 委託業務の内容

（1）移設する展示作品や什器等の移送及び保管

ア 万博のレガシーとして徳島県に移設する展示作品及び什器等（別添 1 参照）については、関西広域連合が示すスケジュール期間において、移送作業を行うこと。なお、関西パビリオンでは、基本的に万博会場の現場ルールに準拠して作業するため

原則土日休みとなる。

- イ 「徳島県万代庁舎（予定）（以下「万代庁舎」という。）」における展示設営作業が始まるまでは、展示作品及び什器等の保管場所を確保した上で適切に管理すること。

（２）万代庁舎内での展示デザイン案及び展示物制作・設営

- ア 展示場所は、基本的には、万代庁舎西側の玄関ホール及び県民ホールを想定する（別添２参照）。ただし、来庁者や車いす利用者の動線スペース及び非常事態発生時に必要なスペースの確保など安全面を十分考慮の上、展示デザイン案を示すこと。また展示設営にあたっては同庁舎を管理する徳島県企画総務部管財課（以下「管財課」という。）と調整し、実施すること。
- イ 展示品については、徳島県ブースから移送した展示作品及び什等のほか、万博会場において放映した映像やイベント記録等を有効に活用の上、空間構成に応じた展示物を必要に応じて追加制作を行ってもよい。主となる展示作品等は別添１－２の一覧のとおりであり、映像やイベント記録等については委託者から提供する。
- ウ 展示デザインは、県ブースにおいても使用した、徳島を代表する伝統工芸「阿波藍」を空間装飾のベースとして活用するとともに、展示作品である「阿波指物」や「阿波和紙」を活かしながら、県内外の来庁者に訴求する空間となるよう案を示すこと。
- エ 玄関ホールや県民ホールに常設されているＬＥＤモニターや机・椅子などの備品類を活かしながら、県民ホールにおいては来庁者が休憩や打ち合わせに使用できる空間を維持すること。ただし、来庁者向けに設置されている案内板や車いすなどの設置物については、来庁者向けサービスに影響が出ないように、原則移動させないものとする。
- オ 展示説明・案内サインなどは英語併記の上、わかりやすく制作・設置すること。
- カ 一定の展示期間終了後は、他の県有施設へ移設することも想定して設営すること。

（３）ブースの解体撤去

ア 解体撤去の範囲について

徳島県ブースのうち、レガシーとして徳島県に移設する展示作品や什器等を除く、床や壁等の構造物及び電気・機械設備等一式（関西広域連合において施工する部を除く。別添１参照）。ブース内に設置しているアルミトラスについては、レンタル元に確実に返却すること。なお、返却先については委託者から情報提供する。

また別添３の一覧に示すヴァーチャル観光エリアの機材については、撤去の上、徳島県に持ち帰り、委託者へ引き渡すこと。

イ 解体撤去のスケジュールについて

関西広域連合が示すスケジュール期間において、作業を行うこと。現時点では11月中旬予定。

ウ 解体撤去による発生材の処理について

解体撤去による発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。

受注者は建設副産物の搬出にあたり、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されているか確認するとともに、発注者等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しは提示しなければならない。

エ その他の施工条件

解体撤去にあたっては、関係法令の遵守に加え、今後示される大阪・関西万博全体のルール及び関西パビリオンの定めるルールに従うこと。

他府県ブースの解体撤去も並行して行われることから、他工事との調整等を行うため、現場代表管理者を選任し、現場代表管理者は徳島県ブースの工事中は原則として現場に常駐すること。また、工事中の安全管理に関する書類（任意様式）を施工前に県に提出すること。

（４）万博のレガシーに係る業務

ア 今回の万博のレガシーとなる有形・無形のレガシーを未来社会へつなぐため、県民にとって有意義なものとなるよう企画を提案し、委託者と協議の上、実施すること。

イ その他、事業年度内において万博のレガシーとして必要な業務に対応するため、委託料上限金額のうち予備費500万円を置くこととし、委託者と協議調整の上、必要に応じて支出するものとする。

6 委託業務の進め方

（１）業務の遂行に当たっては、委託者と十分な協議、調整を行いながら進めること。

（２）必要に応じて、委託者の指示により案を示し、確認を受けた上で業務を進めること。

（３）万代庁舎での作業等に関しては、原則として閉庁日（土・日・祝日）に行うこと。

その他の詳細な施工条件については、管財課と協議の上決定し、適宜相互に調整・確認しながら業務を進めること。

（４）業務の遂行に必要な資料等は委託者から受託者へ提供する。

（５）本仕様書に記載のない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議して決定するものとする。

7 委託業務完了報告書等の提出

受託者は、委託業務完了後、速やかに委託業務完了報告書（指定様式）、委託業務に係る経費の明細書（任意様式）及び業務内容を記載した報告書（任意様式）を提出すること。

なお、委託業務完了報告書以外の書類は、電子データでの提出も可能とする。

8 制作物、提出書類

- （１）同庁舎に設置する物や空間デザインの説明書（説明のほか広報等資料にも活用できるもので紙媒体及び電子データを提出）
- （２）委託業務完了報告書
- （３）委託業務に係る経費の明細書（電子データでの提出可）
- （４）業務内容を記載した報告書（電子データでの提出可）
- （５）その他委託者が指示する書類

9 制作物に関する権利の帰属

- （１）本業務において、著作権等の取扱いには十分注意すること。著作権等に関して、権利者の承諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。
- （２）本業務の制作物及びその構成素材（制作過程で作られた素材等も含む。）に関する所有権、著作権（著作権法第２７条及び第２８条の権利を含む。）及びその他一切の権利は、委託者に帰属し、業務終了後においても委託者が自由に無償で利用できるものとする。なお、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。
- （３）本業務に使用する映像等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続や使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- （４）受託者は、本業務の制作物が第三者の著作権を侵害しないことを補償し、第三者から制作物に関して著作権侵害を主張された際の一切の責任は、受託者が負うものとする。

10 その他留意事項

- （１）受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、本業務の一部を、第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ徳島県の承認を得なければならない。
- （２）受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分遵守すること。
- （３）受託者は、本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- （４）受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により委託者に損害

を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- (5) 受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。